

宍粟市過疎地域自立促進計画

自 平成28年度

至 平成32年度

平成29年9月

兵 庫 県 宍 粟 市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の自立促進の基本方針	12
(5)	計画期間	14
2	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計画	18
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
4	生活環境の整備	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計画	27
5	子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	計画	30
6	医療の確保	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	31
7	教育の振興	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
8	地域文化の振興等	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	計画	34

9 集落の整備	34
（１）現況と問題点	34
（２）その対策	34
（３）計画	35
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	35
（１）現況と問題点	35
（２）その対策	35
（３）計画	36
事業計画（平成２８年度～３２年度）過疎地域自立促進特別事業分	37

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア. 市における過疎地域

宍粟市は、平成 17 年 4 月 1 日に宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町及び同郡千種町の 4 町の合併により発足し、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定による「市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村」に該当し、波賀町区域（旧波賀町）及び千種町区域（旧千種町）が過疎地域とみなされた。

その後、平成 29 年 4 月 1 日より過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項の規定による市町村に該当し、宍粟市全域が過疎地域に指定された。

イ. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町、南部は姫路市・たつの市、西部は佐用町・岡山県と接し、東西方向約 32 km、南北方向約 42 km と広く、面積は 658.54 km² と兵庫県土の 7.8% を占める。また、宍粟市の面積の約 9 割を山林が占めており、平地が少ない状況にある。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受け寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受け温暖である。

②歴史的条件

本市は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、7 つの里をもって宍禾郡（しさわのこおり）として建郡され、風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠地である歴史と伝説のふるさとであり、古代からの遺跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されている。

山崎町区域は、江戸時代初頭に藩主として池田輝澄が入封して以来、城下町として発展を見せ、地域独自の歴史・文化が築かれてきた。また、古くから当地域の経済・文化・交通の中心として重要な役割を果たしてきた。

一宮町区域は、県下でも検出例の少ない縄文時代から中世にかけての大規模な複合遺跡、竪穴式住居による家原遺跡が発見されるなど、兵庫県の縄文時代の指標ともなる重要な遺跡や国重要文化財の御形神社などの歴史・文化遺産を数多く有している。

波賀町区域は、平安時代には京都石清水八幡宮の荘園として組み入れられ、13 世紀より町名の由来となった波賀城を天正 13（1585）年まで構え、歴史・文化が築かれてきた。

千種町区域は、古代以降明治期まで主として日本刀の原材料として名声をはせた「千草鉄」を産出し、たたら製鉄所の遺跡が町内のいたる所で見られるなど、鉄の郷として繁栄してきた。

③社会的条件

本市の道路事情は、最重要幹線道路として国道 29 号が南北幹線を、国道 429 号が東西幹線を構成している。国道 29 号は、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と交差し、山陰と山陽を結ぶ主要幹線としての重要な役割を担っているが、鳥取自動車道の開通により交通量が減少し、観光業をはじめとした地域の経済に深刻な影響を及ぼしている。

また、本市の交通手段は、鉄軌道がないことから、民間の路線バスや市コミュニティバスの運行によ

り市民の移動手段を確保してきたが、年々利用者が減少しバス路線を維持することが困難な状況を受け、平成 27 年 11 月に市全体を路線バス運行に再編し、現行のバス路線を維持しつつ、交通空白地域を解消するために新たな路線を設け公共交通ネットワークを構築し、市民の移動手段の充実を図っている。

④経済的条件

本市の地形的な産業の特徴としては、約 90%を森林が占めており、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具などの生産が地場産業として栄えてきたが、現在は大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業・工業を主とした南部地域と、豊かな自然のもとに農業・林業・観光業を主とした北部地域から成り立っている。

本市の事業所数の推移は、昭和 56 年の 3,206 事業所から平成 8 年には 3,405 事業所と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 28 年には 2,308 事業所まで減少しており、雇用の場の悪化が危惧される場所である。

また、就業人口の推移をみると、昭和 55 年の 23,609 人から平成 7 年には 23,996 人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 27 年には 18,724 人まで減少しており、生産年齢人口（15～60 歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが伺える。

ウ．市における過疎の状況

①人口等の動向

本市の人口は、昭和 25 年国勢調査（以下「国調」という。）での 60,289 人をピークに昭和 35 年国調では 54,590 人と減少傾向となり、その後も昭和 55 年国調では 49,084 人、平成 2 年国調では 48,454 人、平成 12 年国調では 45,460 人と恒常的な減少が続き、平成 27 年国調では 37,773 人にまで減少している。

また、合併以後の推移では、平成 17 年国調 43,302 人から平成 27 年国調 37,773 人で 5,529 人（12.8%）減少しているなか、特に北部 3 町の人口減少率は 19.2%で、市内のなかでも北部地域の人口減少が進んでいる状況が伺える。

近年の人口減少の要因には、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下や進学や就職する年齢以降の若者・子育て世代（18～35 歳）の市外への流出が挙げられる。

②これまでの対策

宍粟市を構成する旧 4 町は、合併前より連携し、旧宍粟郡内の広域的な活性化に向け各種施策を推進してきた。なかでも“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創造”を理念とした「しそ森林王国」を平成元年に建国し、さらに平成 4 年には兵庫県との間で『県民オアシス-しそ森林王国-の形成に関する県民協定』を締結するなど、本市が有する豊かな自然環境を前面に打ち出した施策を展開した。

また、合併以前の過疎地域の指定を受けていた波賀町及び千種町の取り組みでは、観光による産業振興、基幹道路の整備、簡易水道、下水道の生活関連施設の整備、教育の振興などの事業を推進してきた。

合併以後においても、引き続き波賀町区域及び千種町区域においては生活機能及び生活基盤の整備を実施するとともに、観光施設を充実することで市内外からの観光客が増加し、その波及効果が市全体に及ぶことから必要な施設整備を実施しているところである。

宍粟市は広大な行政面積を有し、豊富な森林資源に恵まれている。この資源を最大限に活用し、第 2 次宍粟市総合計画に掲げる将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、まちづくりを総合的かつ計画的に推進している。特に人口減少対策を最重要課題と位置付け、重点的・戦略的

に取り組むことにより、「宍粟市に住み続けたい、住んでみたい」「宍粟で子どもを育て、いつまでも元気に過ごしたい」と思われるまちづくりを進めている。

③現在の課題

市全体として少子高齢化・過疎化による人口減少が進展するなかでも、北部地域においては人口減少が加速し、出生数も減少しており、将来の宍粟市を担う若者・子育て世代の流出、集落等の地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには、市民が日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われるなど様々な問題が生じている。

このような状況下においても、将来にわたり本市が持続的なまちづくりを進めていくためには、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが課題を共通認識して危機感をもち、人口減少に歯止めをかける対策に連携して取り組まなければならない。

④今後の見通し

将来の人口推計をみると、本市の人口は今後も減少していくことが予想される。人口が恒常的に減少することを長期的な視点で考えた場合、経済面では市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われる可能性がある。日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出をより一層加速させると考えられる。

このため、産業、交通通信、生活環境、保健・福祉、医療、教育、地域文化、集落の維持など各種施策を連携させ、市全体への波及効果、必要性及び財政収支見通し等総合的に勘案し、優先度の高いものから取り組むとともに、市民、集落、地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働によりまちづくりを進めていく。

エ. 社会経済的発展の方向の概要

本市の最重要課題である人口減少対策を「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」を4本の柱により展開するなかで、本市の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

【住む】

集落・校区などの地域の活性化を図るため、市民は集落・地域での連帯意識を高め、元気な集落・地域づくりに取り組むとともに、身近な問題は集落・地域内で協力して解決していくなど自立的な地域づくりを進める必要がある。また、様々な視点から宍粟市に魅力を感じ、移住を希望する方をスムーズに受け入れるため、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが一体となり仕組みを構築していく。

【働く】

地元企業・事業者の経営基盤の強化を促進するとともに、農業・林業など担い手が減少している産業分野における人材の確保、育成への対策を関係機関と連携し進める。また、農業、林業、商業、工業、観光業の連携や6次産業化に向けた取組みを進めていくなかで、学校跡地の活用など用地確保により積極的な企業誘致や起業家支援を推進し、雇用の創出への取組みを推進する。

【産み育てる】

少子化が進行する本市においては、妊娠から出産、子育てまで一貫した親子の健康サポート及び経済的負担を軽減する取組みを進めていくとともに、子育て世帯の本市への移住促進に向け積極的な取組みを進める。

【まちの魅力】

市民が共感でき、市外の人々にも魅力的で記憶に残る宍粟市の統一したイメージを確立するとともに、

歴史的・文化的建造物や史跡・名勝、豊かな自然、特産品などといった地域ブランドと相互に連携することにより宍粟市と地域ブランドを同時に高める仕組みづくりを構築する。

また、市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏などとの連携により、各市町が有する魅力や潜在力を広域的に活かすなかで、より効率的で効果的な質の高い取組みを展開する必要がある。

また、本市の豊かな自然や歴史・文化資源を活かし、多様なニューツーリズムを企画・展開するとともに、週末や1年のうち一定期間を農山村で暮らす「二地域居住」のニーズが高まっていることから、二地域居住希望者を受け入れる仕組みを構築し、交流人口の増加を図り、さらには移住促進につなげていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

本市の人口は、過去55年間（昭和35年国調～平成27年国調）で16,817人（30.8%）減少している。また、最近5か年の推移（平成22年国調～平成27年国調）をみると、3,165人（7.7%）の減少と、人口減少率が高い傾向にある。また、年齢3区別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）比率が12.8%、高齢者人口（65歳以上）比率32.1%となっており、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

国立社会保障・人口問題研究所や国の人口ビジョンを踏まえた本市における長期的な将来人口推計は、平成47年以降30,000人を下回り、さらに平成72年には、20,000人を下回ることが予測されている。人口減少に歯止めがかからなければ、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるなど様々な問題が懸念される。

そこで、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる若者の希望が実現し、人口規模が長期的に維持される水準以上に出生率を高めるとともに、市民の定住や市外の人々の移住を支援し、子どもから高齢者までバランスのとれた人口構造によって、活力ある地域社会を築くために、「宍粟市人口ビジョン」に掲げる「平成72年の人口33,000人」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど戦略的に対策を講じていく。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

①宍粟市全域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	54,590	50,889	△ 6.8%	48,558	△ 4.6%	48,791	0.5%	49,084	0.6%	48,980	△0.2%
0 歳～14 歳	19,102	15,100	△21.0%	12,365	△18.1%	11,780	△4.7%	11,591	△1.6%	11,328	△2.3%
15 歳～64 歳	31,134	31,105	△ 0.1%	30,789	△ 1.0%	30,953	0.5%	30,683	△0.9%	30,360	△1.1%
内 15 歳 ～29 歳（a）	10,219	9,795	△ 4.1%	9,894	1.0%	10,022	1.3%	8,837	△1.8%	7,898	△10.6%
65 歳以上（b）	4,354	4,684	7.6%	5,404	15.4%	6,058	12.1%	6,810	12.4%	7,292	△7.1%
（a）／総数 若年者比率	18.7%	19.2%	—	20.4%	—	20.5%	—	18.0%	—	16.1%	—
（b）／総数 高齢者比率	8.0%	9.2%	—	11.1%	—	12.4%	—	13.9%	—	14.9%	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	48,454	△ 1.1%	47,685	△ 1.6%	45,460	△ 4.7%	43,302	△4.7%	40,938	△5.5%
0 歳～14 歳	10,067	△11.1%	8,803	△12.6%	7,481	△15.0%	6,394	△14.5%	5,726	△10.4%
15 歳～64 歳	30,112	△ 0.8%	29,215	△ 3.0%	27,373	△ 6.3%	25,776	△5.8%	23,842	△7.5%
内 15 歳 ～29 歳（a）	7,920	0.3%	7,927	0.1%	7,459	△ 5.9%	6,252	△16.2%	5,171	△17.3%
65 歳以上（b）	8,275	13.5%	9,667	16.8%	10,606	9.7%	11,132	5.0%	11,369	2.1%
（a）／総数 若年者比率	16.3%	—	16.6%	—	16.4%	—	14.4%	—	12.6%	—
（b）／総数 高齢者比率	17.1%	—	20.3%	—	23.3%	—	25.7%	—	27.8%	—

区 分	平成27年	
	実数	増減率
総 数	37,773	△7.7%
0歳～14歳	4,829	△15.7%
15歳～64歳	20,813	△12.7%
内15歳 ～29歳（a）	4,277	△17.3%
65歳以上（b）	12,118	6.6%
（a）／総数 若年者比率	11.3%	—
（b）／総数 高齢者比率	32.1%	—

表 1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

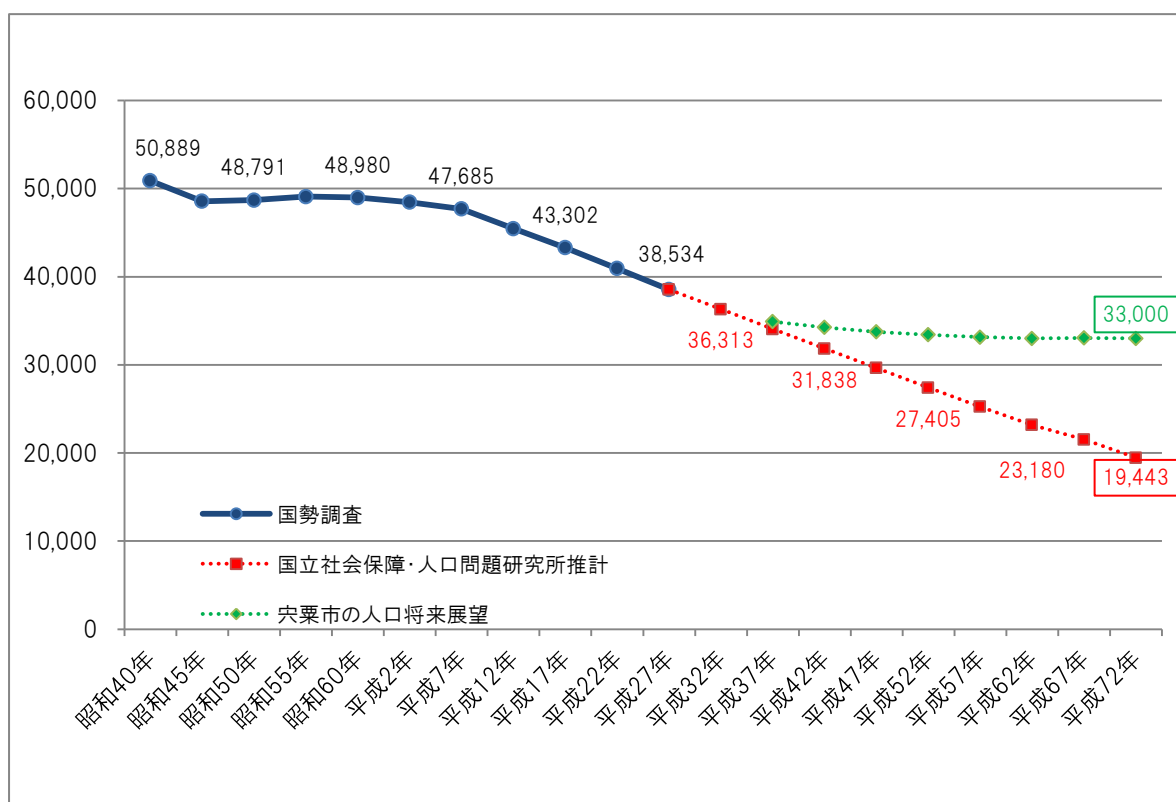
①宍粟市全域

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	47,691	—	45,781	—	△ 4.0%	43,262	—	△5.5%
男	22,944	48.1%	21,978	48.0%	△ 4.2%	20,653	47.7%	△6.0%
女	24,747	51.9%	23,803	52.0%	△ 3.8%	22,609	52.3%	△5.0%

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		40,957	—	△5.3%	40,316	—	△1.6%
男 (外国人住民除く)		19,616	47.9%	△5.0%	19,318	47.9%	△1.5%
女 (外国人住民除く)		21,341	52.1%	△5.6%	20,998	52.1%	△1.6%
参 考	男 (外国人住民)	39	0.1%	—	40	0.1%	—
	女 (外国人住民)	126	0.3%	—	117	0.3%	—

区 分		平成 29 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		38,875	—	△3.6%
男 (外国人住民除く)		18,664	48.0%	△3.4%
女 (外国人住民除く)		20,211	51.9%	△3.7%
参 考	男 (外国人住民)	49	0.1%	—
	女 (外国人住民)	126	0.3%	—

表 1－1（3）人口の見通し



イ．産業別人口の推移と動向

本市の就業人口の推移をみると、昭和 55 年の 23,609 人から平成 7 年には 23,966 人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ平成 27 年には 18,724 人まで減少しており、生産年齢人口（15～60 歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが見受けられる。

また、産業別の就業人口の推移をみると、昭和 35 年（国調）では、第 1 次産業の就業人口の割合が全体の 54.1%を占めていたのに対し、平成 27 年（国調）では 4.6%にまで減少しており、本市の産業別就業構造も全国的な傾向と同様に、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業へ移行していることが見受けられる。

表 1－1（４） 産業別人口の動向（国勢調査）

①宍粟市全域

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	25,489	24,806	△2.7%	25,276	1.9%	22,905	△9.4%	23,609	3.1%
第 1 次産業就業 人口比率	54.1%	46.4%	－	30.2%	－	17.7%	－	11.0%	－
第 2 次産業就業 人口比率	19.7%	24.9%	－	37.5%	－	43.6%	－	47.5%	－
第 3 次産業就業 人口比率	26.2%	28.6%	－	32.3%	－	38.7%	－	41.5%	－

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	23,790	0.8%	23,302	△2.1%	23,966	2.8%	22,131	△7.6%	21,548	△2.6%
第 1 次産業就業 人口比率	9.8%	－	6.4%	－	6.5%	－	5.2%	－	5.3%	－
第 2 次産業就業 人口比率	48.0%	－	49.4%	－	47.1%	－	43.8%	－	42.3%	－
第 3 次産業就業 人口比率	42.2%	－	44.1%	－	46.3%	－	51.0%	－	52.2%	－

区 分	平成 22 年		平成 27 年度	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	20,139	△6.5%	18,724	△7.0%
第 1 次産業就業 人口比率	4.9%	－	4.6%	－
第 2 次産業就業 人口比率	38.4%	－	39.2%	－
第 3 次産業就業 人口比率	52.9%	－	56.1%	－

※産業就業人口比率を合算しても分類不能があるため 100%にはならない場合がある。

(3) 行財政の状況

ア. 行財政の状況

人口減少、少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に伴い、市民ニーズも多様化、高度化するなかでは、市民個人の努力や行政だけでは対応できない課題が増えている。このような課題を解決していくためには、市民、集落、校区などの地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働により、まちづくりを進めていく必要がある。

また、厳しい財政状況が見込まれるなかで、まちづくりを着実に推進していくためには、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏などと連携を図り、効果的な取り組みを進めていく必要がある。

本市は、平成 18 年 3 月に策定した「第一次宍粟市行政改革大綱」では厳しい財政状況からの脱却、平成 23 年 3 月に策定した「第二次宍粟市行政改革大綱」では地方分権に対応する仕組みの改革と公共サービスを永続する財政の改革を柱として推進してきた。さらに、平成 28 年 2 月には「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し、将来にわたる収支バランスの確保に向け、改革に取り組んでいるところである。

また、本市の歳入は、自主財源である地方税は歳入全体に占める割合が低く、国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にある。地方交付税は人口を基礎数値として算出する項目が多く占めていることから、本市の歳入は人口の影響を大きく受けている。また、地方交付税は、市町合併に伴う財政支援措置が平成 28 年度から 5 年間で段階的に縮減され、平成 33 年度には本来の交付税の算定となり支援措置は廃止されるため、財政面においては大きな局面を迎える。

歳出は、職員数の定員の最適化に取り組み人件費は減少傾向にあるが、扶助費は、高齢化に伴う社会保障関係経費を中心とした医療給付費などの増加によるものであり、今後も高齢化が進行するなかでさらに増加傾向にある。

イ. 施設整備水準の状況

本市の道路改良率は平成 27 年度末で 60.0%、舗装率は 86.1%となっている。また、水道施設については、17 の給水区域にそれぞれ上水道施設が整備されており、水道普及率は 98.5%となっている。生活排水処理事業については、兵庫県と共に生活排水 99%大作戦を市全域において早期に取り組み、普及率は 99.2%になったものの接続率は 93.1%にとどまっている。今後は、水道加入率の低い千種町給水区域において加入を促進するとともに、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努める必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を進めていくとともに、学校規模適正化等に伴い空き校舎となった施設の有効活用を検討する。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

宍粟市

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
歳入総額 A	28,594,827	25,046,426	27,001,699	24,825,623	26,087,367
一般財源	15,978,267	15,415,763	15,343,439	15,450,313	15,865,040
国庫支出金	2,031,502	1,423,011	3,250,786	2,669,435	2,187,150
都道府県支出金	2,107,154	2,264,830	2,041,828	1,472,514	1,472,117
地方債	5,178,800	1,987,900	3,874,012	2,492,615	3,474,873
うち過疎債	168,200	94,900	211,400	304,702	719,594
その他	3,299,104	3,954,922	2,491,634	2,740,746	3,088,187
歳入総額 B	27,973,035	24,444,765	25,958,482	23,838,510	24,853,974
義務的経費	8,362,160	11,274,762	11,431,156	10,432,651	10,905,040
投資的経費	10,331,993	4,013,992	5,278,668	3,753,843	3,081,590
うち普通建設事業	10,308,351	3,396,117	3,870,439	3,711,735	3,069,876
その他	9,278,882	9,156,011	9,248,658	9,652,016	10,867,334
過疎対策事業費	1,487,345	97,426	330,826	335,968	770,809
歳入歳出差引額 C (A－B)	621,792	601,661	1,043,217	987,113	1,233,393
翌年度へ繰越すべき財源 D	197,140	58,299	223,726	82,457	219,047
実質収支 C－D	424,652	543,362	819,491	904,656	1,014,346
財政力指数	0.32	0.35	0.39	0.36	0.36
公債費負担比率	17.3	20.4	23.7	22.4	22.5
実質公債費比率	—	17.4	20.0	16.6	15.0
起債制限比率	8.3	10.9	—	—	—
経常収支比率	79.6	—	93.2	90.7	90.0
将来負担比率	—	—	192.9	144.9	122.8
地方債現在高	31,645,336	34,860,636	33,858,124	32,729,029	31,177,819

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

①宍粟市全域

区 分	昭和 45 年 度末	昭和 55 年 度末	平成 2 年度 末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	平成 25 年 度末	平成 27 年 度末
市町村道							
改良率（％）	12.2	28.0	39.4	47.1	51.2	51.3	60.0
舗装率（％）	5.5	43.1	66.3	80.3	85.8	86.1	86.1
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	0.9	63.8	57.3	70.1	85.7	85.4	86.4
林野 1ha 当たり林道延長（m）	1.3	5.2	6.6	7.7	11.0	11.2	10.8
水道普及率（％）	47.9	62.6	69.4	91.4	97.1	98.8	98.5
水洗化率（％）	—	—	—	48.1	90.8	92.4	92.7
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	0	3.1	3.5	4.4	5.3	5.5	5.7

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、兵庫県下最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟 50 名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれている。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきた。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要がある。

第2次宍粟市総合計画の基本目標・基本方針を「地域の自立促進に向けた基本方針」に掲げ、人口減少対策を最重要課題として位置付け、若者の定住促進、子育て環境の充実、雇用の確保、産業の発展など重点的に取り組み地域活力の向上につなげることをめざす。

基本目標 1：住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、市民が「暮らしやすい」・「いつまでも住み続けたい」と宍粟市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の方々からは「訪れたい」・「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要である。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を活かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざす。

基本方針 1：魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

地域経済の活性化を図るためには、農業、林業、商業、工業、観光業などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要である。そのためには、それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより、新たな取組みを始めることが求められている。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組む。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、本市ならではの観光サービスや商品を開発することによって交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていく。

基本方針 2：快適に暮らせるまちづくり

市民生活に最も身近な道路や上下水道など生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進めるとともに、地元で暮らしたいと願う若者や、本市の魅力を高めることにより、一人でも多くの方が定住できる環境を整備していくことが必要である。そのため、本市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。

また、新たな公共交通システムによるネットワークの充実を進め、日常生活における利便性を向上させるとともに、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏・播磨科学公園都市圏域定住自立圏などとの広域的な連携と発展を見据えるなかで、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組みを進めていく。さらに、人口減少に伴い空き家が増加するなか、これらを地域資源として活用することにより、良好な生活環境の保全や定住促進を図る。

基本方針 3：環境にやさしいまちづくり

森林や田園、水辺空間などの優れた自然環境は、私たちの生活に潤いをもたらすとともに、観光資源と

しての役割も果たしており、本市の誇れる財産として適切に保全し、次世代へ引き継いでいく必要がある。

また、この豊かな自然環境を本市だけのものとして捉えるのではなく、地球規模における環境問題を意識した取組みとして推進し、地球温暖化対策や省エネルギー対策、ごみ減量化や再使用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざす。さらに今後は、保全のみならず、積極的に活用すべき資源として、太陽光や小水力、バイオマスなどをはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。

基本方針４：安全で安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助・共助・公助」による協働の理念のもと、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を活かした安全・安心なまちをつくる。

基本目標２：安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けるまちを築いていくことが重要である。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、全ての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざす。また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざす。

基本方針１：子どもが健やかに育つまちづくり

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となる。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことである。

本市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取組みを進めていく。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、就学前の幼稚園・保育所においては、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなど、社会環境の変化に対応していくため、幼保一元化の推進をはじめ豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいく。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいく。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りをもつ子どもの育成を推進する。

基本方針２：保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

人口減少と少子高齢化が進むなか、保健・医療・福祉の連携を図り、生涯を通じた健康の保持増進と病

気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉体制の充実を図る必要がある。

そこで、全ての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム構築を図り、介護・医療・予防が一体的に提供されるとともに、生活の基盤となる住まいの確保と生活支援・福祉サービスが幅広く受けられる体制の構築に努める。

基本方針 3：心豊かにいきいきと学べるまちづくり

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、「地元学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を活かしながら、様々な活動の推進に努める。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 か年とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本市における農業は、米作を中心に野菜・果樹などが生産されているが、兼業農家及び自給的農家が多く、専業農家は僅かな状況である。また、近年では農業従事者の高齢化などを背景とした担い手不足やシカ、イノシシなど有害鳥獣による食害の増加などにより耕作放棄地が増加している。

また、高齢化・担い手不足により営農組織化が困難になっている。また、条件不利地による生産コストの問題など、農家の意欲の低下により農地の保全・利用が問題となっている。

イ. 林業

本市における林業は、昭和 50 年代前半までは豊かな森林資源を基盤として地域の主要産業となっていたが、外材の輸入や代替材の普及などによる木材市況の低迷、林業従事者の高齢化や担い手不足により、未手入れの森林が増加し、市内の民有林の半数以上が収穫期を迎えており、保育の必要な林分と併せると約 90%の森林に対し整備・更新が必要な状況である。

近年では間伐などの推進により一部整備が進んでいるが、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営には至っていない。

ウ. 商工業

本市の商業は、平成 24 年において、年間商品販売額が 41,232 百万円、事業所数が 432 事業所となっており、年間商品販売額、事業所数ともに減少傾向にある。近年は、消費需要の低迷や商店数の減少、インターネット購入等の普及により地元での購買が低下し、一段と厳しさを増している。

また、工業は、従業者数 4 人以上の事業所で見ると、平成 25 年において、製造品出荷額等が 63,747 百万円、事業所数が 361 事業所となっており、製造品出荷額等、事業所数ともに減少傾向にある。

幹線沿いに大型小売店舗が進出してきている一方、商店街や小規模小売店舗の空き店舗が増加しており、まちづくりの観点からも地元商業の活性化を進めていく必要がある。

エ. 観光

余暇時間の増大に伴い、人々のライフスタイルも個性化・多様化が進み、単に有名観光地を巡るだけでなく、テーマや目的を明確にし、それに沿った訪問地・体験などを組み込んだ旅行の人气が高まっている。本市は、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という、1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や、音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かなまちであり、また兵庫県下を代表する一級河川の清流揖保川や日本の名水百選の千種川をはじめ、赤西溪谷、音水溪谷などの景勝地、日本の滝百選の原不動滝などの風景が四季折々の風情を織りなしており、年間延べ約 127 万人の観光客が訪れている。

平成 23 年度に制定した「ふるさと宍粟観光条例」、また、平成 28 年度に策定した「ふるさと宍粟の観光基本計画（第 2 次）」に基づき、観光立市の実現に向け総合的かつ計画的に観光施策を推進しているが、観光客の宿泊率は低く、ほとんどが日帰り客であり通過型観光地となっている。

オ. 企業の誘致及び起業の促進

京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝部でありながら、市域の約 9 割を山林が占める平地が少ない地形的条件から事業用地の確保が困難な状況であり、企業立地が進まない要因となっている。また、過疎化・少子高齢化が進行

する中で、生産年齢人口の減少は集落・地域の活力の低下や企業の人材不足、地域経済の衰退の要因となっており、起業意欲の低下にも影響が懸念される。

(2) その対策

農林業、商工業並びに観光業の振興・雇用対策を推進するとともに、農林業は景観形成や都市交流等の面においても重要であり、農林業を核とした新たな産業の展開を図っていく必要がある。

ア. 農業

農業については生産基盤の整備、有害鳥獣の駆除対策、集落営農体系の確立、農畜産連携による資源循環型農業の推進、農産物の地産地消など、農地の高度利用や安心・安全・自然志向に応える地域の特性を取り入れた付加価値の高い農産加工物のブランド化をめざした特産品開発、担い手となる農業者の確保・育成に取り組む。

さらに、農産物の生産から加工、流通販売までが一体となった設備の充実を図り、地域に根ざした特産品の開発、振興を進めることで、高付加価値型農業の展開を図り、農家の意欲向上をめざす。

イ. 林業

林業については、恵まれた森林資源を有効に活用するため、担い手の確保と育成を図り、林道及び作業道などの林内路網整備や高性能林業機械の導入など基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産で、林業経営の活性化とともに、住宅建築などにおける宍粟材の活用促進、共同展示販売施設による宣伝活動を積極的に進め、公共建築物等においても木材利用を推進することにより森林資源の循環を図る。

さらに、森林の持つ水源涵養・大気の浄化・国土の保全・保健休養など公益的機能を十分に発揮できる森林環境の整備や災害に強い健全な森林の造成に取り組む。

ウ. 商工業

商業については、商工会を中心に中長期的な方向性・方策を示し企画・実行していくことが重要である。住民生活の利便性を高めながら、地域の景観、歴史・文化と調和した新たな商業施設への誘導や利便性の高い魅力ある商業空間の形成を図るとともに、商業の担い手やリーダーの育成を推進する必要がある。

また、高齢社会の到来で買い物が困難となる人に対するサービスの向上については、公共交通の充実や工夫した特色ある商業活動に対する支援のほか、魅力ある商店街の整備を図るため、空き店舗の利用や共同出店・テナント出店、協業化の推進、コミュニティ施設の整備などに取り組み、地域づくりと一体となった活気とふれあいのある商業の振興に取り組む。

工業については、既存工業の更なる発展と地場産業の振興を進めるとともに、地域に就業機会を増やすため、地域の特性を活かした新規起業の促進や企業誘致を支援、推進し、工業の振興に取り組む。

地域資源を活かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組みを促進し、地域産業の振興を図る。

エ. 観光

余暇利用のニーズに応えながら、都市住民との交流を促進するため、豊かな観光資源や既存観光施設のネットワーク化を推進するとともに、全国に向けての積極的な情報発信により観光立市の実現に取り

組む。

見る観光から参加・体験する観光へ、通過型から滞在型への転換に向けた取組みを進めることにより、経済波及効果や地元との交流、リピーターの確保をめざす。また、豊かな森林資源を活かすため、市民だけでなく産業間の連携を深め、森林セラピーを始めとしたヘルスツーリズムなど、参加体験型観光を推進するうえでも、スキー場、キャンプ場、カヌー場などの観光施設の整備拡充を図り、観光入り込み客の増加に努める。

オ．企業の誘致及び起業の促進

本市のクリーンな自然環境や京阪神の大消費地に近い立地を活かし、地域の特色ある農林産物を利活用した産業や既存産業の振興・高度化を図るとともに、学校跡地の活用や工場跡地などの民間所有地を活用できるよう継続的に候補地調査を実施して、新たな企業誘致を推進し就業機会の増大を図る。

また、起業に関するワンストップ相談窓口の役割を市が担当し、商工会並びに地域金融機関等と連携して創業支援体制を強化することで市内での起業を促進する。

(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農地環境整備事業負担金 <u>水利施設整備事業負担金</u> <u>ため池耐震化整備事業負担金</u> <u>農業収益力向上対策支援事業補助金</u> <u>鳥獣被害防止対策事業</u> <u>しそ野菜集荷流通応援事業補助金</u> <u>土地改良施設維持管理適正化事業</u>	県 県 県 市 市 市 市	
	林業	公有林整備事業 森林整備推進事業 <u>新規事業体林業機械支援事業補助金</u> <u>流末水路等整備事業</u> <u>林道施設整備事業</u>	市 市 市 市 市	
	(4) 地場産業の振興			
	<u>生産施設</u>	<u>畜産・酪農収益力強化整備対策事業補助金</u>	市	
	(5) 企業誘致	<u>産業立地促進助成金</u>	市	
	(6) 起業の促進	<u>産業連携促進補助金</u>	市	
	(8) 観光又はレクリエーション	戸倉スキー場整備事業 ちくさ高原整備事業 森林セラピー整備事業 氷ノ山ツーリズム推進事業 フォレストステーション波賀整備事業 波賀サイクリングターミナル整備事業 道の駅整備事業 カヌー競技場等整備事業 <u>伊沢の里整備事業</u> <u>山崎アウトドアランド整備事業</u> <u>原観光りんご園整備事業</u> <u>最上山公園整備事業</u> <u>御形の里づくり事業</u> <u>一宮温泉施設整備事業</u> <u>中心市街地活性化事業補助金</u>	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

	(9) 過疎地域自立促進特別事業	くるみの里修繕事業	市	
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	
		波賀サイクリングターミナル修繕事業	市	
		道の駅修繕事業	市	
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	
		ちくさ高原施設整備修繕事業	市	
		森林セラピー整備・運営事業	市	
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	
		北部活性化事業	市	
		山林部地籍調査事業	市	
		鳥獣被害防止対策事業	市	
		就農・定住促進事業	市	
		森林整備推進事業	市	
		林業振興基盤整備促進事業	市	
		宍粟材利用推進事業	市	
		農業生産基盤整備促進事業	市	
		波賀サイクリングターミナル改築調査事業	市	
		<u>無料職業紹介事業</u>	市	
		<u>女性技能労働者確保支援事業補助金</u>	市	
		<u>技能労働者育成支援事業補助金</u>	市	
		<u>起業家支援助成金</u>	市	
		<u>商工業振興補助金</u>	市	
		<u>移転支援補助金</u>	市	
		<u>産業立地促進助成金</u>	市	
		<u>IT 関連事業所支援事業補助金</u>	市	
		<u>中心市街地活性化事業補助金</u>	市	
		<u>耕作放棄地対策事業補助金</u>	市	
		<u>森林で生き生き事業補助金</u>	市	
		<u>しろう森林王国観光協会支援事業</u>	市	
		<u>学生合宿促進補助金</u>	市	
		<u>観光イベント事業補助金</u>	市	
		<u>彩の森整備事業</u>	市	
		<u>御形の里づくり事業</u>	市	
		<u>伊沢の里修繕事業</u>	市	
		<u>一宮温泉施設修繕事業</u>	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

本市の交通手段は、鉄軌道を有しないため自動車交通以外の移動手段を持たない。市内の道路網は南部に京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道 29 号、市北部を東西に結ぶ国道 429 号が広域幹線道路となっており、これらを軸として宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・加美宍粟線・大屋波賀線・若桜下三河線の主要地方道、千種新宮線・田井中広瀬線・岩野辺山崎線・道谷三方線などの一般県道などで構成されている。

ア. 道路

本市の道路は、産業・経済活動はもとより市民の日常生活に欠くことのできないものであり、1・2 級市道などの幹線を中心に整備を進めた結果、改良率・舗装率ともに大幅に伸びてきた。しかし、未整備箇所も多くあるとともに、道路、橋りょう、道路構造物、舗装などの老朽化も進んでおり、長寿寿命化対策を基本に計画的な整備を継続的に進めていく必要がある。

また、本市は冬期の積雪量が多く、一部が「豪雪地帯」にも指定されており、冬期の交通を確保し、市民の生活の安定と産業経済の円滑交流を推進するため除雪作業を実施している。

イ. 交通

鉄軌道のない本市の公共交通は、民間の路線バス等が通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っている。高齢化が進行する本市においては、ますます交通弱者の増加が予想されるため、「宍粟市公共交通再編計画」に基づき、公共交通ネットワーク全体として常に利用者の視点から利用しやすく利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、将来を見据えた持続可能な交通体系を構築する。

ウ. 情報通信

本市の情報通信は、平成 20 年度・21 年度の地域情報通信基盤整備事業により光ケーブル網を構築し、各家庭で緊急情報、行政情報の音声サービスを受けられ、ケーブルテレビや光インターネットサービスにも加入できる情報通信システムを構築しているが、サービスの安定運用や高度化のための設備の更新が必要となっている。

また、民設民営及び公設民営による携帯電話サービスエリアの拡大を推進し、市内居住エリアの不感地域の通信環境の改善を図ってきたが、居住エリアから離れた山間の観光地周辺では未だ不感地域が存在している。さらに、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴う市内の Wi-Fi 環境の充実、情報化の進展に伴う情報リテラシー向上対策等が必要となっている。

エ. 交流

自然志向の高まりや自由時間の増大、交通アクセスの整備などによる距離と移動時間の短縮などにより、本市へ多くの観光客が訪れている。合併以後においては、町域を超えた地域間交流が図られつつあり、地域力の向上がますます求められる状況となっている。また、NPO 法人や大学など都市住民と交流することにより今まで気づかなかった地域の課題や、資源を発掘することにより、新たな地域の活動へつながりつつある。

国際交流としては、アメリカのスクイム市と姉妹都市を提携し市民の国際的な交流の場として定着している。波賀小学校においては、オーストラリアのアイアンサイド小学校との国際交流も行っており、子どもたちは言葉や生活習慣の違いを乗り越え、一緒に勉強し遊ぶことで、お互いを理解し尊重するこ

とを学んでいる。また、ホームステイを受け入れる親や地域の人たちは国際的視野を広げ地域ぐるみで国際性を身につけている。

(2) その対策

ア. 道路

国・県道については、交通危険箇所や未改良部分の計画的な早期改良整備と併せ、歩道や道路照明、交通安全施設の整備などについて、関係機関に継続的に働きかける。

市道・農道・林道については、各種の開発保全計画と連携した幹線道路網の見直しと整備の促進を図る。特に、市道については生活関連道路として住民の安全性と利便性に配慮しながら整備を行う。また、少子高齢化社会に対応した歩行者・自転車などが通行しやすい安全な道路整備を進めるとともに、バリアフリーに配慮した障がいのある人にやさしい道路づくり、自然環境と調和した快適な道路環境づくりによる潤いと安らぎの空間創造にも努める。農地の基盤整備と併せて整備を進めてきた農道については、未改良部分の計画的な整備を行う。林道については、森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進、優良材の生産、原木の安定供給などに寄与するため、森林の整備と連携した林道整備を進める。

また、行政が担う除雪事業のほか、自治会が自主的に行う除雪への支援を行い、地域の道路環境の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりをめざす。

イ. 交通

市民や交通事業者との連携により「宋栗市公共交通再編計画」における「みんなで守り育てる公共交通」の基本方針に基づき、各生活拠点から中心部への通勤・通学及び通院、買い物など市民が利用しやすい交通手段として利用促進を図る。

また、観光に訪れた方の利便性の向上を図るため、高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、都市部との連携を強化し、交流人口の拡大に努める。

ウ. 情報通信

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、必要となる情報通信システムの設備の更新を行う。

また、地形的要因による携帯電話の不感地域の解消に向けた取組みを行うとともに、市内のWi-Fi環境の充実に向けた取組み、スマートフォンやタブレット端末向けの情報発信の取組みを行う。

さらに、高度情報化社会に対応できる人材育成のため、市民の情報リテラシーの向上のためのパソコン教室の充実や教育現場における児童生徒のコンピュータ活用能力の向上に取り組む。

エ. 交流

国際交流、都市や地域間との交流、そして地域住民相互の交流など、「交流」はまちの活性化に欠かせない重要なキーワードの一つとなっている。国際交流や都市と農山村の交流の推進、周辺市町村との連携など、多面的な連携・交流の動きに対応しながら、地域間・世代間の交流を活発化し、住民が一緒になって楽しく活力あるまちづくりを推進する。また、活発な交流と連携を通じて、市外の人が本市を訪れ、楽しく過ごせるよう交流の輪を広げるとともに、魅力的で元気あふれる楽しい地域づくりを推進する。また、海外の小学校等との国際交流など、交流をより一層深めていくために積極的な支援を展開する。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道道路	道路改良 <u>山田下広瀬線 L=800m W=12.0m</u> <u>菅野川堤防道路拡幅工事 L=700m</u> <u>W=5.0m</u> <u>庄能上牧谷バイパス L=440m</u> <u>W=7.0m</u> <u>高下 1 号線 L=220m W=7.0m</u> <u>石ヶ谷穴栗橋線 L=757.6m</u> <u>W=1.5m</u> <u>今宿 6 号線 L=327m W=4.0m</u> <u>中野上ノ線 L=1,200m W=5.0m</u> <u>宇原 20 号線 L=340m W=5.0m</u> <u>庄能 9 号線 L=260m W=7.0m</u> <u>河東大橋線 L=520m W=7.0m</u> <u>黒原千町線 L=4,257m W=5.0m</u> <u>川西線 L=2,994m W=7.0m</u> <u>加美穴栗線 L=850m W=7.0m</u> <u>金谷 10 号線 L=57m W=4.0m</u> <u>中野 18 号線 L=67m W=4.0m</u> <u>木ノ谷 2 号線 L=400m W=4.0m</u> 西二連瀬線 L=226m W=5.0m 安賀新田線 L=711m W=5.0m 越岨石原線 L=150m W=5.0m 西山川原線 L=87m W=5.0m 西山室橋線 L=400m W=5.0m 交通安全施設整備事業	市	
		道路防災 赤西音水線 L=1,000m <u>W=2.0m</u> <u>赤西線 L=650m W=3.0m</u>	市	
		道路舗装 <u>五十波梯線 L=740m W=5.0～11.0m</u> <u>野船元 2 号線 L=53m W=5.6～6.0m</u>	市	

		<u>鹿沢中比地線 L=440m W=5.0～7.0m</u> <u>千本屋御名線 L=260m W=8.0～11.0m</u> <u>乗取線 L=250m W=6.0m</u> <u>奥山線 L=500m W=4.0m</u> <u>堂中線 L=380m W=5.0m</u> <u>上西深線 L=300m W=7.0m</u> <u>名畑・岡城線 L=300m W=7.0m</u> <u>東高下・宮山線 L=300m W=7.0m</u> <u>月谷線 L=500m W=5.0m</u> 飯見野尻線 L=350m W=5.0m 赤西線 L=600m W=4.0m 蔦沢線 L=1,200m W=4.0m カンカケ線 L=400m W=5.0m 谷下三方線 L=600m W=4.0m 別所下鷹巣線 L=500m W=4.0m 千種黒土線 L=500m W=5.0m 河内線 L=800m W=6.0m 下河野西側線 L=600m W=4.0m 森脇越峠線 L=600m W=4.0m 斉木内海線 L=500m W=7.0m 河東線 L=200m W=5.0m 皆木線 L=590m W=4.0m		
	橋りょう	橋りょう整備 <u>三津橋 L=32.2m W=6.3m</u> <u>下中河原橋 L=14.5m W=4.8m</u> <u>河東大橋 L=190.8m W=6.8m</u> <u>中溝橋 L=43.3m W=7.1m</u> <u>宇原橋 L=117.6m W=5.2m</u> <u>三谷神谷 1 号橋 L=2.8m W=9.9m</u> <u>青木 10 号 1 号橋 L=2.0m W=4.2m</u> <u>加賀須橋 L=16.0m W=3.1m</u> <u>若杉橋 L=11.5m W=4.7m</u> <u>山の神橋 L=13.6m W=3.7m</u> <u>安栄橋 L=19.0m W=3.0m</u> <u>砂出河原橋 L=27.1m W=3.2m</u> <u>椿下橋 L=18.3m W=5.1m</u> <u>西深橋 L=64.9m W=5.5m</u>	市	

	中山橋 L=5.1m W=3.3m 真西橋 L=22.0m W=5.7m 村ノ上2号橋 L=2.3m W=9.4m 坂の谷棧橋 L=105.5m W=6.0m 赤西音水1号橋 L=21.4m W=2.4m 赤西音水3号橋 L=9.3m W=2.4m 赤西4号橋 L=2.4m W=3.6m 水谷橋 L=10.0m W=5.6m 折居橋 L=12.4m W=4.8m 荒尾橋 L=11.9m W=6.2m 柳1号橋 L=21.4m W=2.7m ヒナ山橋 L=13.0m W=5.2m 大井手橋 L=7.0m W=5.3m <u>その他</u> 河川水路整備事業 河川公園整備事業 急傾斜地崩壊対策事業負担金			市 市 県
	(3) 林道	森林管理道用地費		市
	(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 通信用鉄塔施設 <u>その他</u>	携帯電話基地局整備事業 情報通信施設整備事業 公衆無線 LAN 整備事業		市 市 市
	(7) 自動車等 自動車	路線バス購入補助事業		市
	(9) 道路整備機械等	除雪車等購入事業 道路整備車両等整備事業		市 市

	(11) 過疎地域自立促進特別事業	道路修繕事業 除雪機整備事業 河川水路修繕事業 橋りょう点検調査事業 <u>橋りょう修繕事業</u> 交通安全対策事業 通勤・通学費補助事業 地域生活交通対策補助事業 市道除雪 <u>道路等公共施設整備促進事業</u> <u>河川公園修繕事業</u> <u>事業所等光ケーブル活用支援事業</u> <u>自主放送番組制作委託事業</u>	市 市 市 市 <u>市</u> 市 市 市 市 <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u>	
--	-------------------	--	--	--

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上下水道

上水道については、平成 26 年度に全市域の簡易水道事業を上水道事業にすることで、一体化・効率化を図り、将来にわたり安全な水を安定供給できる体制を構築し水道事業の運営を行っており、水道普及率は 98.5%となっている。一方、昭和 60 年代前後に建築した施設の多くは老朽化が進んでいるため、今後計画的な施設の更新を進める必要がある。

下水道については、良好な生活環境の確保や美しい自然環境の保全を目的に、揖保川水系及び千種川水系最上流の地域の責任として下流にきれいな水を提供するため、施設基盤整備に取り組んだ結果、42 処理区を公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業で、またその他集合処理を行わない地区を合併浄化槽設置事業で順次整備を行い、平成 28 年度末の水洗化率は 93.1%となっている。

イ. 消防・防災

本市の消防組織は、常備消防の西はりま消防組合と、非常勤の町単位の 4 支団からなる消防団となっている。近年、全国的に多発する地震やゲリラ豪雨などの大規模自然災害が懸念される中で、山崎断層が横断する本市においては、災害発生時や火災発生時の消防機動力の強化に向けた機器などの整備更新が必要である。

また、円滑な防災活動推進のため、防災行政無線の整備を行うなど、地域防災力の向上に努めているが、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽）などの老朽化による施設整備や、就業構造の変化に伴うサラリーマン団員・支団区域外就労者の増加や地域住民の連帯意識の希薄化などによる昼間の出勤人員の確保が問題となっている。少子化、過疎化の進行による若者層の減少などにより消防団員の確保自体が困難になるなど、消防団活動に支障をきたしている地域がある。

ウ. 公営住宅

本市の住宅事情は、多くは持ち家であり、人口が密集する南部地域には民間のマンションやアパートなどが建設されるとともに分譲宅地が整備される一方で、空き家及び空き地が増加している。また、高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後も空き家の増加が予想される。

公営住宅では 260 戸、特定公共賃貸住宅 6 戸、改良住宅 42 戸を整備しているが、耐用年数を老朽化している住宅がある。

エ. その他

本市では、平成 22 年度に「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」を策定（平成 27 年度一部見直し）し、ごみの排出抑制と資源を有効に活用し、ものを大切に使う環境にやさしい循環型社会の構築に向けた取り組みを進めている。

リサイクル率は増加（平成 22 年 20.45%→平成 26 年 26.23%）しているものの、ごみの排出量は微減（平成 22 年 10,733 t→平成 26 年 10,625 t）にとどまっている。

今後、平成 36 年の目標（リサイクル率 30.14%、排出量 8,612t）に向け、取り組みを強化する必要がある。

（２）その対策

ア. 上下水道

上水道については、大自然の清浄で豊富な原水の恩恵により、安全で安心して飲める水道水のさらなる安定供給の確立に努めると同時に、整備済区域における未接続世帯への普及啓発や老朽化が著しい配水池やポンプ場などの計画的な修繕、改修などを実施し、適正な施設維持管理に努める。また、地域住民に水資源を大切にする意識を育むため、水源の保全や水道水の適正な利用などについて、住民や事業者などの理解と関心を深めるなどの住民意識の高揚を図る。

下水道については、環境行政に関心が高まるなか、法律に準拠した水質を確保し、揖保川水系及び千種川水系最上流の区域としての責務として、これまで以上に適正な下水処理施設の維持管理、機能強化に努め、清流の保護と下流域の水質保全を図る。また、ランニングコストの削減を図るなど低コスト経営を維持するとともに、適正な使用料金による経営の安定化を図りながら、施設・機器の計画的な修繕、改修などを実施することにより、健全な施設の管理運営に努める。

イ. 消防・防災

全国各地で局地的な災害が発生し自治体の防災体制強化が求められるなか、本市では、より充実した防災行政推進のため「宍粟市地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図る。また、住民の災害に対する基礎知識の向上に努め、防災意識の高揚を図るとともに、消防設備・機器を計画的に整備更新し、地域防災力の充実・高度化を図る。

また、消防団の組織・機構の整備とともに、自主防災組織の育成強化、西はりま消防組合と医療機関との連携強化を図り、これらのネットワーク化を推進し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

ウ. 公営住宅

老朽化した公営住宅については、高齢者や障がいのある人を含むすべての人に配慮したバリアフリー化を推進し、多様なニーズへの対応を取り入れながら、「宍粟市市営住宅整備計画」に基づき計画的な

建て替え、改修、維持管理を行う

また、人口動向及び住宅需要を勘案する中で、公営住宅の計画的で効率的な整備、維持管理を行う。

エ. その他

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底を周知し適正な収集運搬及び処理に努めるとともに、市民、地域、事業者の協力、連携により資源ごみの有効利用や資源の循環に対する意識啓発に努め、多様化・増大化するごみの減量化と資源ごみのリサイクルを推進する。

資源ごみ（ビン・缶、新聞等、プラ製容器包装を除く 11 種類）について、現状の袋方式（一部結束）からいつでも排出できる常設型のコンテナ方式に変更することで市民の利便性の向上を図るとともに、資源ごみのリサイクル率の向上をめざし、資源ごみのステーションを集約することにより、収集運搬の効率化を図る取組みを進める。

（３）計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設 <u>公共下水道</u>	<u>公共下水道施設等整備事業</u> <u>雨水幹線整備事業</u>	市 市	
	<u>農村集落排水施設</u>	<u>農業集落排水処理施設等整備事業</u>	市	
	地域し尿処理施設	コミュニティプラント施設等整備事業	市	
	<u>その他</u>	<u>流域下水道事業建設負担金</u> <u>合併浄化槽設置事業補助金</u>	県 市	
	(4) 火葬場	火葬場整備等事業	市	
	(5) 消防施設	消防・救急車両整備事業 <u>消防団施設整備事業</u>	市 市	
	(6) 公営住宅	<u>公営住宅整備事業</u>	市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	水道施設等修繕事業 下水道施設修繕事業 <u>農業集落排水施設修繕事業</u> コミュニティプラント施設修繕事業 <u>し尿処理施設修繕事業</u> <u>火葬場施設修繕事業</u> 消防施設整備費等補助金 住まいの耐震化促進事業補助金 ストックマネジメント計画策定・認	市 市 市 市 市 市 市 市 市	

		<u>可変更事業</u> <u>下水道事業等公営企業会計適用事業</u> <u>下水道等施設統合計画策定事業</u>	市 市	
--	--	--	--------	--

5 子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 保健

本市の健康寿命は、国平均より低く、「宍粟市国民健康保険・宍粟市後期高齢者医療データヘルス計画」の分析では、宍粟市国保加入者の治療中の内科疾患では高血圧・糖尿病での受診が多くなり、後期高齢者（75 歳以上）では骨や関節に関する受診も増えている。また、「第2期宍粟市地域福祉計画」の策定の際に実施した市民アンケートでは、普段の生活のなかで不安に思っていることとして「自分や家族の健康に関すること」が2番目に高い割合（56.8%）を占めており、健康への意識・関心が高い結果となっている。

本市では、これまで健康教室・相談、各種健康診断の実施や地域での健康づくり活動など、保健事業の充実に努めるとともに、医療機関との連携による健診後のアフターケアなども実施している。

イ. 福祉

①高齢者福祉

本市では高齢化が急速に進み、国全体より高い高齢化率となっている。さらに、団塊の世代が後期高齢者となり高齢化率が一層高くなる見込みとなっている。

また、高齢者の1人世帯や高齢者夫婦だけの世帯が増加している。同時に、少子化、高齢化、過疎化などの進行が、家族関係の変化や地域の人間関係の希薄化を招き、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。

本市では、高齢者福祉として、認知症サポーターの育成、老人クラブの活動支援、社会福祉協議会と市の連携によるボランティア活動などの取組みを行ってきた。さらに、今後高齢化が進み、独居老人・高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることから、介護予防施策や地域での支え合いの体制づくりが重要となっている。

②児童福祉

本市では、子どもの数は減少傾向にあり、働く女性の増加や核家族化が進行していることから、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実が必要となっている。そのため、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することや、児童福祉施設である保育所あるいはその性質を有する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の果たす役割は大きくなっている。

平成29年4月現在で就学前における幼稚園、保育施設は、公立幼稚園13園、公立保育所5所、私立

認可保育所 8 所、私立認定こども園 2 園がある。保育所入所児童数は、平成 24 年度に 814 人から平成 29 年度には 872 人と 5 年間で 7 % 増となっており、一方で園児数は、平成 24 年度に 350 人から平成 29 年度においては 264 人と 5 年間で 24 % 減少している。より良い子どもの教育・保育の環境整備を図るため、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき幼稚園、保育所の一元化を進めている。

また、地域・行政など関係機関が一体となった施策として、地域における子育ての支援として子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業を展開し、サポート体制の充実を図るとともに、安心して子どもが医療を受けられるために医療費助成を行っている。妊娠前から子育て期までの切れ目のない子育て支援や子育て世帯への医療費助成を含めた経済的な支援を行うなど総合的な少子化対策事業の推進が必要となっている。

③障がい福祉

「宍粟市障害福祉計画」によると、宍粟市の障がい者数などの状況は、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、難病患者のうちの特定疾患は増加傾向にある。障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進むなか、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供することをめざし、地域生活支援や就労支援などの取組みを行っている。市域においては、働きに行く、病院へ行く、買い物をするなど外出行為における利便性が低いため、障がいのある人などの外出を支援することが重要となる。

(2) その対策

ア. 保健

本市では、「健康しそう 21（宍粟市健康増進計画）」、「食育推進計画」に基づきライフステージにあわせた健康づくりを進めるとともに、生活習慣改善を目的とした予防活動を、地域・職場・学校など幅広く展開する。また、健康維持や病気などの早期発見を目的とした特定健診やがん検診を実施する。さらに、健康維持や介護予防をめざし、自治会施設などでは市民主体によるいきいき百歳体操教室を実施する。

本庁舎、一宮保健福祉センター、波賀保健福祉センター及び千種保健福祉センターを拠点として健康教室・相談を充実させ、寝たきりや認知症・生活習慣病の予防・介護家族のための事業などの展開を図る。また、健診事業では、特定健診やがん検診を引き続き実施するとともに福祉・医療とのさらなる連携を図る。

イ. 福祉

①高齢者福祉

本市では、「宍粟市老人福祉計画」や「宍粟市介護保険事業計画」などにより高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを基本方針とした高齢者福祉施策を展開している。今後も高齢者は増加する一方で、働く年代層の減少が見込まれている。このような予測のなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、地域での支え合いの体制づくり、必要な医療と介護サービスの適正な提供体制、介護予防や生活支援サービスの充実を図る。

②児童福祉

本市では、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」などにより、子どもの豊かな成長を支える保育の

基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に進める。また、子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などの連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組む。

また、就学前の子どもより良い教育・保育環境を構築するため「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、引き続き幼保一元化に向けた取組みを推進する。

③障がい福祉

本市では、「宍粟市障害者計画」や「宍粟市障害福祉計画」などにより計画的に各分野の福祉施策を展開している。障がいのある人が住み慣れた地域で社会の一員としていきいきと暮らせるように、一人ひとり異なる障がいへの理解や生活の状況にあわせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保、気軽に外出できる環境づくりを図る。具体的な取組みとして、外出支援や居宅介護などの訪問系サービスや短期入所を充実するなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進める。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設 その他	子育て支援遊具設置等整備事業	市	
	(4) 認定こども園	こども園施設等整備事業	市	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健福祉センター施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	子育て世代包括支援事業 母子保健事業 特定健診・がん検診事業 外出支援サービス事業 保健福祉センター施設修繕事業 グループホーム開設サポート事業 乳幼児等医療費助成事業 高齢者通いの場づくり支援事業 こども園推進事業 保育所バス運行経費補助金 通所リハビリ機器整備事業 老人福祉センター修繕事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(9) その他	学童保育施設整備事業	市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、一般開業医 23、歯科診療所 15、市立診療所 3（比較的軽症な患者の応急的な治療・処置を行なう夜間応急診療所を含む。）の医療機関と救急医療をはじめとする中核医療を担う公立宍粟総合病院がある。また、祝日と日曜の突発的なけがや病気に対応するため、宍粟市医師会の協力のもと日曜祝日当番医により初期救急の医療体制を確保している。さらには、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅で医療が受けられる訪問看護事業を展開している。

しかしながら、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、医療を必要とする要介護者が著しく増加することが予測されている。

そこで、身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」の確保や、重度な要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅で医療が受けられる地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要となっている。

また、本市北部地域の医療施設として中心的な役割を担う市立診療所及び市内の中核医療を担う公立宍粟総合病院については、医療機器等の整備による、さらなる医療の充実が望まれている。

(2) その対策

本市では、平成 37 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進めており、この一環として、医師の地域的な偏在や高齢化が進むなかで、初期救急の医療体制の確保及び将来的な医師不足への対応も含め地域医療の在り方を検討し、地域の開業医、市立診療所及び公立宍粟総合病院の連携を強化するとともに、介護をはじめとする在宅での医療と必要に応じた入院が確保できる体制づくり、医療と保健、介護、福祉との連携強化を図る。

また、住民、医療機関、行政の連携をより密にし、住民の地域医療の現状・課題に対する意識の醸成を図るとともに、介護予防・疾病予防などの支援サービスの強化を図る。

さらには、市立診療所及び公立宍粟総合病院における医療機器等の整備とともに、継続して医師確保に努めることにより地域医療の充実を進める。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	宍粟総合病院施設整備事業 宍粟総合病院医療機器等整備事業	市 市	
	診療所	医療機器等整備事業	市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	日曜祝日当番医事業 夜間応急診療所運営事業 訪問看護事業	市 市 市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本市には公立中学校 7 校（生徒数 1,021 人）、公立小学校 13 校（児童数 1,970 人）がある。児童・生徒数は、平成 24 年度 3,581 人から平成 29 年度には 2,991 人と 5 年で 16%減少している。

少子化が進行するなかで、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身につけ、自立した人間の育成を図るため、平成 21 年に策定した「宍粟市学校規模適正化計画」に基づき校区の再編を進めている。

イ. 社会教育

本市の社会教育施設は総合スポーツ公園・スポーツセンター・B & G 海洋センター・プール・体育館などが整備され、住民の自主的な生涯学習の場として広く活用されている。新しいまちづくりの推進や早期での市民の一体性の確保のための社会教育施設及び人材育成・ソフト事業の整備、充実が求められている。

(2) その対策

ア. 学校教育

学校設備の高度化を図るため、給食センター・運動施設・情報機器などの整備、充実を行う。さらに、地域の自然環境などを活用した環境教育をはじめ、情報、国際化、道德教育などに関連した特色ある教育カリキュラムの充実を図るとともに、地域の歴史・文化、伝統産業などの地域学習・体験学習や世代間交流の推進により、園児・児童・生徒の地元への愛着心を醸成し、一人ひとりの人間性の向上を図っていく。

学校規模適正化に伴う遠隔地の児童・生徒の送迎のためのスクールバスの適正配置を行うとともに、車両の順次更新を行う。ソフト事業の取組みとして、「しその子ども生き生きプラン」に基づき、豊かな自然と歴史、文化に囲まれた地域であることの特性を生かした学習システムの研究や指導方法の工夫、改善を行い、「生きる力」を身につける園児・児童・生徒の育成と一人ひとりの個性の伸長を図る教育を推進する。

イ. 社会教育

学習を通じて得た知識や技能、経験を指導者やリーダーとして地域や社会で積極的に生かしていく仕組みを構築していくとともに、先人たちが築き上げてきた自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を学ぶことにより、本市への誇りや愛着を高める取組みを進める。

また、少子高齢化社会に対応した学習施設の整備、スポーツ施設の整備、ソフト事業の充実を図るとともに、生涯学習施設である市民センターや各地域集会所などのネットワーク化・人的ネットワーク化を進め、家庭における教育力の向上、青少年の社会参加や体験活動を促す活動の充実、地域コミュニティの活性化、環境保全への取組みなど、心豊かな人づくりをめざした生涯学習社会の構築を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 <u>校舎</u> <u>水泳プール</u> <u>スクールバス・ポート</u> <u>その他</u>	<u>小学校施設整備事業</u> <u>中学校施設整備事業</u> <u>小学校プール整備事業</u> <u>小学校スクールバス整備事業</u> <u>中学校スクールバス整備事業</u> <u>学校 ICT 環境整備事業</u>	<u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u>	
	(3) 集会施設、体育施設等 <u>集会施設</u> <u>体育施設</u> <u>図書館</u>	<u>生涯学習センター整備事業</u> <u>スポーツ施設整備事業</u> <u>図書館整備事業</u>	<u>市</u> <u>市</u> <u>市</u>	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<u>通園・通学バス運行事業</u> <u>学校 ICT 環境修繕事業</u> <u>郷土愛育成事業</u> <u>放課後補充学習等推進事業</u> <u>しそく生き活き学校プロジェクト補助金</u> <u>図書購入事業</u> <u>給食センター修繕事業</u> <u>生涯学習センター修繕事業</u> <u>スポーツイベント助成事業</u>	<u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u> <u>市</u>	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」に記されているように早くから拓け、古い歴史と伝統が息づく地域で、多くの史跡や伝統的な祭り、また、神話・伝説なども多数残されている。そして、永く守り続けられてきた文化に対する誇りや愛着も強いものがある。しかし、伝統文化活動への取組みの必要性が認識されているものの社会状況の変化に伴い生活様式も変化し、少子高齢化が進むなかで伝統文化の継承が困難な状況になっている地域も現れている。このため、次代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくり、誰もが自ら学び、生きがいを創造する生涯学習の推進、伝統文化などの保存、継承、そして発展が求められている。

また、自由時間の増大・長寿社会の到来などにより生き方の質的向上やゆとりのある生活実感が求めら

れてきており、豊かさの中から文化的遺産の保存と文化施設整備の要求が高まっている。

（２）その対策

文化・芸術鑑賞機会の充実や文化芸術活動のための環境を充実するなど、文化・芸術活動を支援していくとともに、新しい文化の創造に向けた文化・芸術の交流イベントを促進する。さらに、歴史資源を生かした公園や歴史資料館などの充実をはじめ、文化財の保存や地域の祭りの伝承を図るとともに、新しい文化の創造に向けた地域住民の文化、芸術意識の一層の高揚を図るための施設整備を行う。

（３）計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	<u>山崎文化会館整備事業</u> <u>郷土資料館整備事業</u>	市 市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<u>郷土資料館修繕事業</u> <u>歴史民俗資料館修繕事業</u> <u>遺跡公園修繕事業</u> 地域振興イベント事業補助金	市 市 市 市	

9 集落の整備

（１）現況と問題点

本市では、人口減少、少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティ機能が低下しつつある。

特に、若年層の流出や少子高齢化による生産年齢人口の減少により地域活動の担い手が不足しつつある。さらに、地域コミュニティの拠点となる集会所施設の老朽化が著しい集落もあり、改築などに迫られている状況である。

（２）その対策

本市全体の人口は減少傾向にあり、今後さらなる地域活力の低下が懸念されている中で、地域住民が主体となつての地域課題の解決や個性ある地域・集落づくり・成熟社会にふさわしいライフスタイルの創造に向けた支援が求められていることから、その活動主体となる若者層の定住促進や地域コミュニティの活動推進を図るための拠点整備へ支援するとともに、地域自らが考え、地域主体のまちづくりをめざしソフト事業を中心に取り組む団体へ支援を行う。また、福祉・生涯学習などのソフト事業の積極的な展開により、高齢者の社会参加活動などの生きがいづくりなどに取り組み、3 世代交流型のライフスタイルの創造を推進する。

また、町域を一つの生活圏と捉え、その中に生活に必要な様々な機能が集まった“拠点”をつくるとともに、公共交通や情報通信などのネットワークを駆使して、将来にわたって地域の利便性や賑わいを創出する。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治集会施設等整備補助金	市	
		自治会活動支援事業補助金	市	
		コミュニティ組織強化事業	市	
		地区コミュニティ醸成支援事業補助金	市	
		<u>地区コミュニティ支援員設置事業</u>	市	
		<u>しそ元気げんき大作戦補助金</u>	市	
		協働のまちづくり交付金	市	
	(3) その他	<u>生活圏の拠点づくり整備事業（市民局・図書館・保健福祉センター・生涯学習センター）</u>	市	
		自治集会施設等整備補助金	市	
		<u>がんばる地域交流・自立応援事業補助金</u>	市	
		<u>集落センター改修負担金事業</u>	市	
		広場整備事業	市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市の有する広大な面積の土地利用状況は、山林が 89.6%、農用地が 4.3%、宅地及びその他が 6.1%であり、山林の占める割合が非常に高い。

また、豊富な水量を有する急こう配の河川や先人から代々受け継がれてきた森林資源など、水力発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在しているが、これらの資源を活かした再生可能エネルギー事業が地域の活性化や産業振興に結び付いていない状況である。また、近年では高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後も空き家の増加が予想される。

(2) その対策

土地に関する施策を総合的かつ効率的に実践していくうえで、揖保川及び千種川の清流や氷ノ山後山那岐山国定公園などの豊かな自然資源を活かした魅力あふれる生活環境の創造や森のゼロエミッション構想・バイオマスタウン構想を包括した「宍粟市環境基本計画」に基づく循環型社会を構築する。さらに、空き家を有効活用し、U I J ターン者などを受け入れるための住居として紹介し、定住促進を図るとともに、婚活イベント等を契機に若者等に住み続けたいと思われるまちをめざす。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		森のゼロエミッション事業	市	
		グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	
		<u>資源物回収ステーション整備事業</u>	<u>市</u>	
		地域おこし協力隊事業	市	
		空き家活用事業	市	
		定住促進事業	市	
		<u>森林の家づくり応援事業</u>	<u>市</u>	
		<u>下宿費助成金</u>	<u>市</u>	
		<u>婚活イベント等事業</u>	<u>市</u>	
		<u>鷹巣診療所解体事業</u>	<u>市</u>	

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1．産業の振興		くるみの里修繕事業	市	
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	
		波賀サイクリングターミナル修繕事業	市	
		道の駅修繕事業	市	
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	
		ちくさ高原施設整備修繕事業	市	
		森林セラピー整備・運営事業	市	
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	
		北部活性化事業	市	
		山林部地籍調査事業	市	
		鳥獣被害防止対策事業	市	
		就農・定住促進事業	市	
		森林整備推進事業	市	
		林業振興基盤整備促進事業	市	
		宍粟材利用推進事業	市	
		農業生産基盤整備促進事業	市	
		波賀サイクリングターミナル改築調査事業	市	
		無料職業紹介事業	市	
		女性技能労働者確保支援事業補助金	市	
		技能労働者育成支援事業補助金	市	
		起業家支援助成金	市	
		商工業振興補助金	市	
		移転支援補助金	市	
		産業立地促進助成金	市	
		I T関連事業所支援事業補助金	市	
		中心市街地活性化事業補助金	市	
		耕作放棄地対策事業補助金	市	
		森林で生き生き事業補助金	市	
		しろう森林王国観光協会支援事業	市	
		学生合宿促進補助金	市	
	観光イベント事業補助金	市		
	彩の森整備事業	市		
	御形の里づくり事業	市		
	伊沢の里修繕事業	市		
	一宮温泉施設修繕事業	市		

2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	道路修繕事業	市	
	除雪機整備事業	市	
	河川水路修繕事業	市	
	橋りょう点検調査事業	市	
	<u>橋りょう修繕事業</u>	市	
	交通安全対策事業	市	
	通勤・通学費補助事業	市	
	地域生活交通対策補助事業	市	
	市道除雪	市	
	<u>道路等公共施設整備促進事業</u>	市	
	<u>河川公園修繕事業</u>	市	
	<u>事業所等光ケーブル活用支援事業</u>	市	
	<u>自主放送番組制作委託事業</u>	市	
3. 生活環境の整備	水道施設等修繕事業	市	
	下水道施設修繕事業	市	
	<u>農業集落排水施設修繕事業</u>	市	
	コミュニティプラント施設修繕事業	市	
	<u>し尿処理施設修繕事業</u>	市	
	<u>火葬場施設修繕事業</u>	市	
	消防施設整備費等補助金	市	
	住まいの耐震化促進事業補助金	市	
	ストックマネジメント計画策定・ <u>認可変更事業</u>	市	
	<u>下水道事業等公営企業会計適用事業</u>	市	
	<u>下水道等施設統合計画策定事業</u>	市	
4. <u>子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</u>	<u>子育て世代包括支援事業</u>	市	
	<u>母子保健事業</u>	市	
	特定健診・がん検診事業	市	
	外出支援サービス事業	市	
	保健福祉センター施設修繕事業	市	
	グループホーム開設サポート事業	市	
	乳幼児等医療費助成事業	市	
	<u>高齢者通いの場づくり支援事業</u>	市	
	こども園推進事業	市	
	保育所バス運行経費補助金	市	
	通所リハビリ機器整備事業	市	
	<u>老人福祉センター修繕事業</u>	市	

5. 医療の確保		<u>日曜祝日当番医事業</u>	市	
		<u>夜間応急診療所運営事業</u>	市	
		<u>訪問看護事業</u>	市	
6. 教育の振興		通園・通学バス運行事業	市	
		学校 ICT 環境修繕事業	市	
		郷土愛育成事業	市	
		<u>放課後補充学習等推進事業</u>	市	
		<u>しろう生き活き学校プロジェクト補助金</u>	市	
		<u>図書購入事業</u>	市	
		<u>給食センター修繕事業</u>	市	
		<u>生涯学習センター修繕事業</u>	市	
		<u>スポーツイベント助成事業</u>	市	
7. 地域文化の振興等		<u>郷土資料館修繕事業</u>	市	
		<u>歴史民俗資料館修繕事業</u>	市	
		<u>遺跡公園修繕事業</u>	市	
		地域振興イベント事業補助金	市	
8. 集落の整備		自治集会施設等整備補助金	市	
		自治会活動支援事業補助金	市	
		コミュニティ組織強化事業	市	
		地区コミュニティ醸成支援事業補助金	市	
		<u>地区コミュニティ支援員設置事業</u>	市	
		<u>しろう元気げんき大作戦補助金</u>	市	
		協働のまちづくり交付金	市	
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		森のゼロエミッション事業	市	
		グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	
		<u>資源物回収ステーション整備事業</u>	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		空き家活用事業	市	
		定住促進事業	市	
		<u>森林の家づくり応援事業</u>	市	
		<u>下宿費助成金</u>	市	
		<u>婚活イベント等事業</u>	市	
		<u>鷹巣診療所解体事業</u>	市	